

三重県防災ヘリコプターＴＶ設備保守点検業務委託 特記仕様書

1 適用

本特記仕様書は三重県防災行政無線運営協議会（以下、「委託者」といいます。）が発注する三重県防災ヘリコプターＴＶ設備保守点検業務委託に適用します。

2 履行場所

三重県津市広明町１３番地 他４箇所（別表１参照）

3 履行期間

契約の日から令和２年３月３１日まで

4 業務の概要

受託者は、別表２の機器について、委託者の定める三重県防災行政無線通信設備点検整備要綱（以下、「要綱」といいます。）に基づいて保守点検を行い、その機能の維持を図るものとします。

5 関係法規等の遵守

受託者は、この委託業務の実施にあたり、この特記仕様書に定めるもののほか、電波法及び関係法令の規定を遵守し、善良な管理者の注意をもってこれを履行するものとします。

6 関係官庁等への手続き

受託者は業務の実施に関して、委託者が関係官庁、その他に対する手続きを行う必要がある場合には、一切の諸手続きに必要な書類、資料等の作成を行うものとします。

7 提出書類

受託者は、以下の提出書類を遅延なく委託者に提出しなければなりません。

(１) 実施計画表

１部

実施計画表は、保守点検実施に係る保守点検工程表、保守体制連絡系統図、保守点検記録様式を含むものとします。

(２) 詳細工程表

１部

定期点検開始の２週間前までに、点検箇所、点検日時等を記載した詳細工程表を提出するものとします。

- (3) 点検報告書 書面および電子媒体 各1部

受託者は、本業務の履行完了時に、点検対象機器の一覧および実施した作業内容と結果、業務の写真等を取りまとめた点検報告を、書面および、電子媒体により各一部、委託者に提出するものとします。

- (4) その他委託者が請求する書類 委託者の指示による

障害・修理対応に係る報告書など、委託者の求める書類については、その都度、提出するものとします。

8 点検

- (1) 点検回数

定期点検は履行期間中に1回とします。

- (2) 点検内容

要綱によるものとします。

要綱に定めのないものは、メーカー標準によるものとし、明確でないものは委託者と受託者の協議によるものとします。

- (3) 点検日時

受託者の行う保守点検は、委託者の勤務日及び勤務時間内を原則とします。

ただし、委託者の要請により、勤務日及び勤務時間外の日時においても実施されることがあるものとします。

9 障害受付及び瑕疵担保

本業務の期間中、ヘリテレ設備全般に関する24時間障害受付・技術サポートを行うこと。また、本業務の点検対象の設備について、点検後1年間は障害受付・技術サポートを行うこと。

10 施工管理

- (1) 受託者は、無線設備の適切な保守を行うため、電波法に基づく有資格者（第一級陸上特殊無線技士以上）の補助又は支援の体制を確保するとともに、細心の注意と責任をもって保守点検を実施するものとします。

(2) 受託者は、保守点検作業を実施するにあたり、あらかじめ委託者にその日程表及び作業者名簿を提出するものとします。また、日程変更が生じた場合は、原則受託者が履行箇所の担当職員と連絡・調整を行うものとします。

なお、受託者が保守点検作業を開始、終了する際はその旨を委託者に連絡し、常にその所在を明らかにしておくものとします。

(3) 受託者は、無線設備の運用に支障を与えないように計画をたて、委託者の示す要綱に基づき、保守点検を行うものとします。

(4) 受託者は、契約期間中は無線設備及びこれらに付帯する装置について、常にその機能維持を図るものとします。

(5) 保守点検及び機能の維持のために必要となる軽微な部品、消耗品等の交換及び軽微な塗装等は原則として受託者の負担により行うものとします。

(6) 受託者は、保守点検作業中において、装置の不具合を発見したときは、委託者に報告するとともに、技術者を派遣し速やかに故障箇所を調査し、予備パネル又は予備装置等との取換及び調整、あるいは軽易なものについては部品交換等による修理を行うものとします。

なお、装置の修理等に伴う経費は、別途協議するものとします。

(7) 受託者は、委託業務の実施中に委託者の設備に損傷を与えたときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従い、受託者の負担において速やかに修復するものとします。

(8) 受託者は、周辺環境整備上、当然必要とされる時及び委託者が指示したときは、無線設備及び施設周辺等の清掃及び除草等の整備を行わなければならないものとします。

11 障害発生時の対応

受託者は、契約期間中において台風、地震等による被災、あるいは故障による通信障害が発生したときは、障害復旧に協力するものとします。

12 他の保守点検業者との連携

受託者は、他の保守点検を行う業者と綿密な連絡調整のうえ、連携して保守点検を行うものとします。

13 取扱説明

受託者は、委託者の要請があるときは、履行場所において担当職員に機器の取扱説明等を行うものとします。また、要請のあるときは取扱説明書を作成するものとします。

14 その他

(1) この特記仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者双方で協議のうえ決定するものとします。

(2) 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について

ア 受託者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに委託者に報告すること。委託者への報告は文書で行うこと。

ウ 受託者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議を行うこと。

別表 1 履行場所（設備所在地）一覧

局名	住所
三重県庁	津市広明町13
三重県防災ヘリコプター管理事務所	津市雲出鋼管町2-2
消防学校	鈴鹿市石薬師町452
長谷山中継所	津市美里町家所東谷1421-2
浅間中継所	度会郡大紀町滝原字岩内山2064-4

別表2 三重県防災ヘリコプター無線設備 点検対象機器一覧

機器 No	機器名	摘要	合 数 計 量					
				三 重 県 庁	防 災 ヘ リ 事 務 所	消 防 学 校	長 谷 山 中 継 所	浅 間 中 継 所
ヘリコプターテレビ伝送システム								
1	操作架1・2	UPS含む	1	1				
2	分配架	UPS含む	1	1				
3	操作卓(統制室)	UPS含む	1	1				
12	操作卓(講堂)	UPS含む	1	1				
4	操作卓(航空隊)	UPS含む	1		1			
5	画像符号化装置		2		2			
6	VoIPGW	既設FWA用	2	1	1			
7	分電盤(県庁)		1	1				
8	RGB変換器		2	2				
9	光伝送装置C		1	1				
10	位置情報重畳部		1	1				
11	D/A信号変換部		2	2				
13	大型モニタ		1		1			
14	HDMI変換器		1		1			
15	固定型自動追尾受信装置	1.8m φ	2			1		1
17	空中線駆動装置		2			1		1
18	駆動架	UPS含む	2			1		1
19	制御架	UPS含む	2			1		1
21	監視カメラ		2			1		1
22	連絡用無線装置	フィルタ含む	2			1		1
23	空中線(連絡無線用)		2			1		1
24	可搬型受信装置		1	1				
25	携帯型連絡用無線装置	可搬受信装置用	1	1				
防災地上系多重マイクロ通信設備(地上系)								
1	多重無線装置(単一用)	7.5GHz帯、26Mbps 遠方監視含む	3			1	1	1
2	パラボラアンテナ	2.0m φ	2			1	1	
3	パラボラアンテナ	3.0m φ	1					1
4	STMIP変換器		1				1	
5	DC-ACインバータ		1				1	
6	LAN-SW		1				1	
7	デハイドレータ		1			1		